

熊本県告示第855号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する馬の雄
- 3 検査実績

月	日	曜	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所
7	27	火	平16熊本県臨第1号	1頭	馬	級外	宮村 知宏	阿蘇郡西原村布田

公 告**熊本県公告第654号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡城南町大字赤見字亥ノ尻1250番
3,364.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下益城郡城南町大字久富3223番地1
九州日紅株式会社

熊本県公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字豊岡字笹原2000番459、同2000番1358、同2000番1437、同2000番1465、同2000番1499及び同2000番1670
3,699.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡合志町大字幾久富1906番地
有限会社泰進

熊本県公告第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字幾久富字中沖野1758番7、同1758番15及び同1758番738
2,270.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市江津一丁目15番6号
株式会社横田産業

熊本県公告第657号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第1項第3号の規定により次のとおり役員の変更の届出があったので、同条例第37条の規定により公告する。

平成16年8月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 熊本魚株式会社

	職 名	氏 名	住 所
新	代表取締役	井上 健二	熊本市城山上代町 843 番地 2 サンプレイン 202 号
	常務取締役	田中 隆幸	熊本市水前寺六丁目 32 番 9 号
	取 締 役	高尾 良二	熊本市春日七丁目 16 番 52 号
旧	代表取締役	西田 一二	熊本市大江一丁目 25 番 36 号シティーライフ大江 405 号
	常務取締役	柿本 尚範	熊本市島町一丁目 8 番 1 号レジデンス K-205 号
	常務取締役	小田井 誠	熊本市春日二丁目 1 番 9 号スカイマンション 701 号
	取 締 役	田中 隆幸	熊本市水前寺六丁目 32 番 9 号

熊本県公告第 658 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 1 項第 3 号の規定により次のとおり役員の変更の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公告する。

平成 16 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 株式会社熊本地方卸売市場

	職 名	氏 名	住 所
新	取締役	井上 健二	熊本市城山上代町 843 番地 2 サンプレイン 202 号
旧	取締役	西田 一二	熊本市大江一丁目 25 番 36 号シティーライフ大江 405 号

熊本県公告第 659 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字豊岡字大摩原 2000 番 1871
496.04 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 2339 番地 2
中村 秀則
菊池郡菊陽町大字津久礼 2339 番地 2
中村 秀子

熊本県公告第 660 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 8 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字久保田 1414 番 2 及び 1415 番 2
378.05 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字久保田 829 番地
橋本 安行

登 載 依 頼

熊情管公告第 2020 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 16 年 8 月 11 日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
捜査情報統合管理システム開発委託業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 委託期間
契約締結の日から平成17年3月28日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、捜査情報統合管理システム開発委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、
 - ・情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理業務
 - ・情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発、維持管理業務の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 過去5年間に2,000人以上のユーザが利用するイントラネットによる複数の情報システムを一体として企画又は開発した実績を有する者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 入札日において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成16年8月11日（水）から平成16年8月23日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部情報管理課電算第一係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成16年8月11日（水）から平成16年8月23日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成16年8月30日（月）午後2時から
 - イ 場所
熊本県警察本部庁舎4階 OA研修室
 - (4) 入札書の提出方法
5の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年8月27日（金）午後6時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又